

# 社会福祉連携推進法人 制度等について

# 社会福祉連携推進法人制度創設の趣旨

---

○今後、地域住民の多様な福祉ニーズに対応し、地域共生社会の実現を図っていくためには、

- ・ **関係機関の連携の深化** と、
- ・ **人口減少等の地域の在り方の変化を見据えた、社会福祉法人の持続可能な経営の確立** がキーワード。

○これまでの法人間の連携の手法は、

- ・ 個々の法人による自主的な連携、
- ・ 社会福祉協議会を介した連携
- ・ 合併・事業譲渡 があるが、法人間の自主的な連携、社会福祉協議会を介した連携では連携の度合いが弱く、一方で合併・事業譲渡では連携の度合いが強すぎ、**中間的な選択肢**がないとの指摘があった。

# 社会福祉連携推進法人制度創設の趣旨

---

○これらを踏まえ、新たな連携の手法の選択肢として、

**連携推進法人制度を創設**することとし、

これにより、社会福祉法人を始め、**同じ目的意識を持つ法人**が個々の自主性を保ちながら連携し、

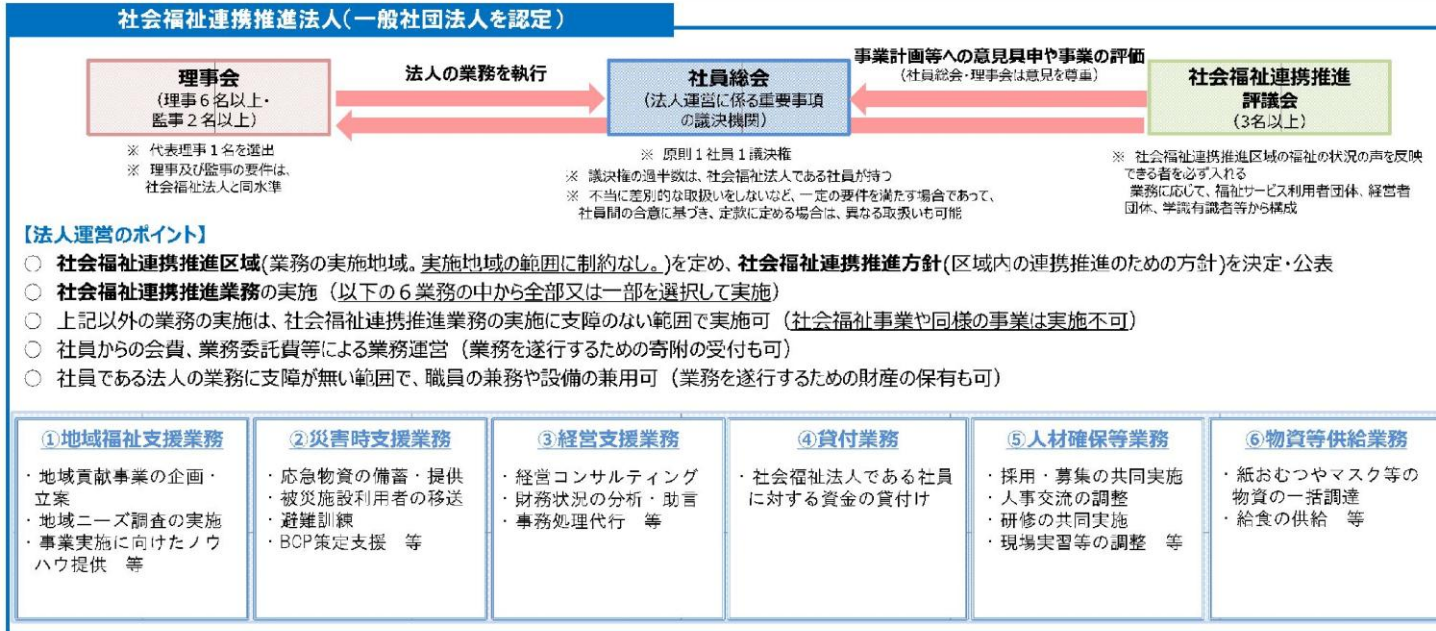
- ・地域特性に応じた創意工夫ある新たなサービスの創出
- ・福祉人材の確保とともに
- ・働きやすい職場環境の整備
- ・物資調達の効率化など、

規模の大きさを活かした多様な取組が促進され、地域福祉の一層の推進、社会福祉法人の経営基盤の強化等に資することを期待

# 社会福祉連携推進法人制度の概要

## 社会福祉連携推進法人制度の概要

- 社会福祉連携推進法人は、①社員の社会福祉に係る業務の連携を推進し、②地域における良質かつ適切な福祉サービスを提供するとともに、③社会福祉法人の経営基盤の強化に資することを目的として、福祉サービス事業者間の連携方策の新たな選択肢として創設し、令和4年4月に施行。
  - 2以上の社会福祉法人等の法人が社員として参画し、その創意工夫による多様な取組を通じて、地域福祉の充実、災害対応力の強化、福祉サービス事業に係る経営の効率化、人材の確保・育成等を推進。
- ⇒ 社会福祉連携推進法人の設立により、同じ目的意識を持つ法人が個々の自主性を保ちながら連携し、規模の大きさを活かした法人運営が可能となる。



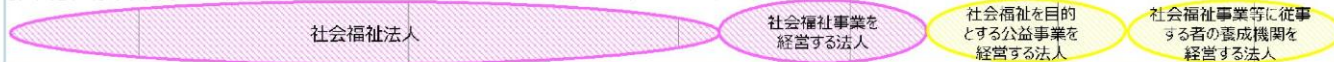
所轄庁(都道府県知事、市長(区長)、指定都市の長、厚生労働大臣のいずれか)  
 認定・指導監督

会費等の支払・社員総会での議決権行使

業務を通じて個々の社員の経営を支援

【社員として参画できる法人の範囲】

※ 2以上の法人が参画し、参画する社員の過半数は社会福祉法人であることが必要



※ 各法人は、複数の社会福祉連携推進法人に参画することが可能

# 社会福祉連携推進法人の行う業務

	社会福祉連携推進業務			
	①地域福祉支援業務	②災害時支援業務	③経営支援業務	④貸付業務
内容	地域福祉の推進に係る取組を社員が共同して行うための支援	災害が発生した場合における社員が提供する福祉サービスの利用者の安全を社員が共同して確保するための支援	社員が経営する社会福祉事業の経営方法に関する知識の共有を図るための支援	資金の貸付けを通じた社会福祉事業に係る業務を行うのに必要な資金を調達するための支援
業務の要件	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 地域福祉の推進に係る取組であること</li> <li>② 当該取組を社員が共同して行うものであること</li> <li>③ 当該取組を連携推進法人が支援するものであること</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 災害が発生した場合において、社会福祉事業を営む社員が提供する福祉サービスの利用者の安全を確保するための取組であること</li> <li>② 当該取組を社員が共同して行うものであること</li> <li>③ 当該取組を連携推進法人が支援すること</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 社員が経営する社会福祉事業の経営方法に関する知識の共有を図る取組であること</li> <li>② 当該取組を連携推進法人が支援するものであること</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 社会福祉法人である社員に対する貸付けであること</li> <li>② 当該貸付けに係る原資は、貸付けを受ける社員以外の社会福祉法人である社員から連携推進法人に対して貸付けを受けたものであること</li> </ol>
業務の着眼点	いわゆる「地域における公益的な取組」を含め、社員が行う地域福祉に関する取組の促進に資する業務	災害時において、社員が提供する福祉サービスに係る事業継続性の確保や相互支援体制の整備などに資する業務	社員の経営の適正化又は効率化などに資する業務	社会福祉事業の継続に最低限必要と認められる経費であって、社会福祉事業の安定的な運営に必要な施設・設備の改修や職員の人件費等に係る経費の貸付け
業務例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域住民の生活課題を把握するためのニーズ調査の実施</li> <li>・ ニーズ調査の結果を踏まえた新たな取組の企画立案、支援ノウハウの提供</li> <li>・ 取組の実施状況の把握・分析</li> <li>・ 地域住民に対する取組の周知・広報</li> <li>・ 社員が地域の他の機関と協働を図るための調整</li> <li>・ 社員の経営する施設又は事業所の利用者であって、判断能力が不十分なもの等に対する法人後見</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害時支援ニーズの事前把握</li> <li>・ いわゆる業務継続計画の策定や避難訓練の実施</li> <li>・ 被災した社員の経営する施設等に対する被害状況調査の実施</li> <li>・ 被災施設等に対する応急的な物資の備蓄・提供</li> <li>・ 被災施設等の利用者の他施設への移送の調整</li> <li>・ 被災施設等で不足する人材の応援派遣の調整</li> <li>・ 地方公共団体との連絡・調整</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 社員に対する経営ノウハウ等に関するコンサルティングの実施</li> <li>・ 賃金テーブルの作成等人事・給与システムに関するコンサルティングの実施</li> <li>・ 社員の財務状況の分析・助言</li> <li>・ 社会福祉法人会計に関する研修の実施等適正な財務会計の構築に向けた支援</li> <li>・ 社員の特定事務に関する事務処理の代行</li> <li>・ 社員の施設等における外国人材の受入れ支援（介護職種に係る技能実習の監理団体として行う業務に限る。）</li> </ul>	

# 社会福祉連携推進法人の行う業務

	社会福祉連携推進業務		その他業務
	⑤人材確保等業務	⑥物資等供給業務	
内容	社員が経営する社会福祉事業の従事者の確保のための支援及びその資質の向上を図るための研修	社員が経営する社会福祉事業に必要な設備又は物資の供給	社会福祉連携推進業務以外の業務であって、社会福祉連携推進業務に関連するもの (例：社員以外に社会福祉連携推進業務と同様の役務を提供する場合や、広く社会一般を対象とした調査研究・出版等の業務を行う場合等)
業務の要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>社員が経営する社会福祉事業の従事者の確保のための支援</li> <li>or</li> <li>社員が経営する社会福祉事業の従事者の資質の向上を図るための研修</li> </ul>	<ol style="list-style-type: none"> <li>社員が経営する社会福祉事業に必要な設備又は物資であること</li> <li>当該設備又は物資を連携推進法人が供給すること</li> </ol>	<ul style="list-style-type: none"> <li>その他業務を行う場合は以下の要件を満たすことが必要。 <ol style="list-style-type: none"> <li>その他業務の事業規模が連携推進法人全体の事業規模の過半に満たないものであること</li> <li>その他業務を行うことによって社会福祉連携推進業務の実施に支障を及ぼすおそれがないものであること</li> <li>社会福祉事業その他社会福祉を目的とする福祉サービス事業でないこと</li> </ol> </li> </ul>
業務の着眼点	社員が提供する福祉サービスの従事者の確保、その職場への定着、資質の向上などに資する業務	社員の物資調達に係る費用の効率化、事務負担の軽減などに資する業務	
業務例	<ul style="list-style-type: none"> <li>社員合同での採用募集</li> <li>出向等社員間の人事交流の調整</li> <li>賃金テーブルや初任給等の社員間の共通化に向けた調整</li> <li>社員の施設等における職場体験、現場実習等の調整</li> <li>社員合同での研修の実施</li> <li>社員の施設等における外国人材の受入れ支援（経営支援業務である介護職種に係る技能実習の監理団体として行う業務を除く。）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>紙おむつやマスク、消毒液等の衛生用品の一括調達</li> <li>介護ベッドや車いす、リフト等の介護機器の一括調達</li> <li>介護記録の電子化等ICTを活用したシステムの一括調達</li> <li>社員の施設等で提供される給食の供給</li> </ul>	



# 認定所轄庁の区分

	原則	例外		
	右記に該当しない場合	市域のみで事業を行う場合	市域を越えて1の都道府県の区域内で事業を行う場合	2以上の地方厚生局の管轄区域にわたり事業を行うものであって、厚生労働省で定める場合
主たる事務所が指定都市			① 社員の主たる事務所が全ての地方厚生局にわたり、かつ社会福祉連携推進業務の全てを行うもの（施行規則第40条の4） 又は ② 社員の主たる事務所が全ての都道府県に所在し、かつ社会福祉連携推進業務のうち2以上の業務を行うもの（認定通知第5の1）	
国	×	×	×	○
都道府県	○	×	×	×
指定都市	×	○	○	×
市	×	○	×	×

# 社会福祉連携推進法人に関する相談

---

## 【社会福祉連携推進法人関連情報】

社会福祉連携推進法人の制度概要、設立状況等は次の厚生労働省HPを参考にしてください。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_20378.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_20378.html)

○前ページまでの本研修資料の出典（上記厚生労働省HPより）

### 【連携推進法人制度関係】

- ・社会福祉連携推進法人制度施行に向けた自治体説明会（令和3年12月21日）資料の  
[資料1][資料2][資料3]より抜粋
- ・社会福祉連携推進法人一覧（令和8年3月現在）